

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市宮城野区中野字神明 1 1 3 番地の 1

氏 名 株式会社 A R S

代表取締役 柿崎主

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

許可の有効期限

令和 1 2 年 1 1 月 1 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩ゴムくず、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬がれき類、⑭ばいじん（以上 1 4 種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

複写無効

この許可証は、原本の写しに
相違ありません。

※朱印無きものは無効

令和 7 年 1 1 月 1 7 日 新規許可

4 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

複写無効

この許可証は、原本の写しに
相違ありません。

※朱印無きものは無効